

◎家畜伝染病の防疫対策にしっかりと取り組もう。
◎適期収穫と正しい調製作業で良質な自給飼料を確保しよう。

乳用牛

◇ 分娩時の事故防止

1 分娩前後の飼育環境

分娩予定牛は、清潔で寝起きがしやすい環境で飼育する。分娩時はホルモンの作用で靱帯が緩み、捻挫や脱臼等のケガをしやすいことから、滑らないよう敷料を十分に敷く。繫いだままで飼育する場合は、子牛の転落を防ぐため、尿溝を鉄板等でふさぐ。

2 分娩時の対応

分娩は、強い陣痛、一次破水、足胞(子牛の足が透けて見える胎膜)の露出、二次破水(足胞が破れる)の順で進行するので、次の点に注意する。

- (1) 一次破水が起きた後、1時間以上経過しても足胞が見られないときは、逆子や子宮捻転などの疑いが考えられるので、消毒した手指を入れて、状態を確認する。
- (2) 足胞を形成している膜は、産道を開くために重要な役割を担っているため、基本的に人為的に破らない。
- (3) 二次破水後も十分に産道が開いていない場合は、原則として、けん引しない。しかし、その後2時間程度経過しても分娩が進まない場合は、産道から消毒した手指を入れ子牛の蹄の間をつねるなどして状態を確認する。反射的に引っ込める反応がない、もしくは弱い場合は、けん引する必要がある。
- (4) 初産牛は、無理なけん引助産を行うと分娩後の初回排卵遅延や受胎率の低下を招く可能性があることから、これを念頭に置いてけん引助産は慎重に行う。
- (5) 陣痛が弱い場合や、長時間経過しても分娩が進まない場合は、獣医師に診療を依頼する。

肉用牛

◇ 繁殖牛の退牧後の飼育管理

1 飼育管理

- (1) 舎飼い開始時は、配合飼料の給与量を徐々に増やすなど、飼料を急に変えないようにする。
- (2) 発情の見落としがないよう朝夕は必ず牛を観察する。また、繁殖カレンダーなどで個体ごとに繁殖状況を管理し、1年1産に努める。
- (3) 授精後60日までに妊娠鑑定を受け、不受胎牛の早期発見に努める。

- (4) 配合飼料の給与量は、牛のボディコンディション（栄養度）を観察しながら、分娩2か月前から概ね離乳までの期間に増加させる。
 - (5) 蹄の伸び過ぎは、牛のストレスや、蹄病をはじめとした疾病を引き起こす恐れがあるため、定期的に削蹄を行う。
- 2 疾病対策
- (1) 子牛の下痢、肺炎の発生が多い農場では、消毒や換気等の対策を行うとともに、母牛へのワクチンの活用も検討する。実施方法等については、獣医師や家畜保健衛生所に相談する。
 - (2) 農場内への病原体の侵入を防ぐため、適切な消毒の実施や毎日の健康観察など、飼養衛生管理基準の遵守に努める。

豚

◇ 冬期間の飼育管理

- 1 寒さによる発育の停滞や飼料効率の悪化を防ぐため、すきま風の防止や適切な保温などの防寒対策を徹底する。
- 2 成豚の最適環境温度は15～18℃であるが、子豚は寒さに弱く、分娩直後から生後1週までは30℃、生後2～3週では25℃、生後2～3か月では20℃の温度が必要となるので、温度管理に注意する。
- 3 新生子豚は極端に寒さに弱いため、保温箱の設置のほか、床に稲わら等の敷料を敷いて保温を行う。
- 4 寒風の侵入防止には、扉へのくぐり戸の設置や透明ビニールののれんを下げるなどの方法が有効である。また、スノコ式豚舎では除ふんピットからの冷気の侵入防止のために、排せつ口等にカーテンを下げるなどの工夫をする。
- 5 防寒対策により豚舎の密閉状態が続くと、呼吸器病のリスクが増加するため、室温を確認しながら換気を行う。

◇ 衛生管理

引き続き、国内で豚熱が発生していることから、「飼養衛生管理基準」に基づき、農場を再点検し、特に次のことを徹底する。

- 1 部外者や車両の農場立入りは原則として禁止し、車両等の出入りが必要な場合には消毒を徹底する。
- 2 病原体を豚舎内に持ち込まないようにするため、豚舎出入口に踏込み消毒槽を設置し、消毒を徹底するとともに、豚舎ごとに専用の作業衣・作業靴等を着用する。
- 3 豚舎への野生動物の侵入や接触の防止に努め、特に、その排せつ物等が飼料や飲水に混入しないようにする。
- 4 日常の観察を徹底し、異常豚の早期発見に努めるとともに、発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し指導を受ける。

鶏

◇ 衛生管理

渡り鳥が飛来する季節になり、高病原性鳥インフルエンザ発生のリスクが高くなるので、発生防止のために「飼養衛生管理基準」に沿って衛生管理を徹底し、特に次のことに心掛ける。

- 1 部外者や車両の農場立入りは原則として禁止し、車両等の出入りが必要な場合には消毒を徹底する。
- 2 病原体を鶏舎内に持ち込まないようにするため、鶏舎出入口に踏込み消毒槽を設置し、消毒を徹底するとともに、鶏舎ごとに専用の作業衣・作業靴等を着用する。
- 3 鶏舎への野生動物の侵入や接触の防止に努め、特に、その排せつ物等が飼料や飲水に混入しないようにする。
- 4 日常の観察を徹底し、異常鶏の早期発見に努めるとともに、発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し指導を受ける。

草地・飼料作物

◇ 越冬前の草地管理

- 1 造成後3年以上経過した草地は、土壌の酸性化が進み、ミネラル含量が低下していることが多いため、土壌診断をした上で石灰や苦土等の土壌改良資材を施用する。
- 2 早春の追肥が遅れがちな放牧地などでは、退牧後に追肥を行う。

◇ 堆肥の適正利用

- 1 堆肥は十分腐熟させ、土壌改良資材や肥料資材として、積極的に草地・飼料畑で活用する。
- 2 堆肥の肥料成分は畜種、副資材、堆肥化方式などによって大きく異なるので、あらかじめ成分含量を把握した上で適正に施用する。
- 3 草地に対する堆肥の施用量は、10a当たり2～3t程度とする。この場合、翌春の化学肥料の追肥量は、堆肥中の成分含量に応じて減らす。
- 4 サイレージ用とうもろこしの作付予定ほ場は、秋のうちに堆肥を散布し、耕起することにより、翌春の作業競合が回避できる。堆肥の施用は10a当たり4～8tの範囲とし、施用量に応じて翌春の化学肥料を減らす。

◇ とうもろこしサイレージの利用

- 1 サイロ開封時にはカビの有無を確認し、カビが発生した部分は廃棄する。また、サイレージを給与した家畜に食欲不振、下痢等のカビ毒症状が見られる場合には、直ちに給与を停止する。市販されているカビ毒吸着剤は、製品およびカビ毒の種類によって効果が異なることが知られている。獣医師または指導員と十分に相談して投与する。
- 2 とうもろこしは、収穫の前半と後半とで水分含有率が異なることから、サイレージは水分を測定し、乾物給与量を正確に把握する。また、飼料成分を分析し、飼料設計に活

用する。

- 3 固定サイロのサイレージが発熱し、二次発酵が起こった場合は、表面から 50～60 cm を廃棄し、㎡当たり 600 g のプロピオン酸を水で 2～3 倍に希釈して散布する。その後、サイロを再密封して 15～20 日間放置し、安定するのを待って給与する。プロピオン酸は強い刺激があるので、保護メガネやマスクを着用して取り扱う。
- 4 プロピオン酸カルシウムなどを主成分とする二次発酵抑制資材も市販されているので、特に夏場に給与する予定のサイレージには積極的に利用する。

環境保全

◇ 良質堆肥の生産

- 1 家畜排せつ物の堆肥化を進めるため、副資材として、オガ粉やモミガラなど、低水分の有機質資材を混合して水分を調整し、通気性を確保する。カビの発生などにより給与に適さない飼料も副資材にできるので、積極的に利用する。

良好な発酵が始まる堆肥原料の容積重は 0.7 kg/リットル以下であり、このときの水分は、概ね表のとおりである。

※容積重の測定法：堆肥原料を容器いっぱい力を加えずに詰め、容積（リットル）当たりの重量（kg）を算出する。

- 2 切り返しを週に 1 回実施すると、概ね 3 か月間で完熟堆肥が生産できる。

表 発酵が始まる水分

畜種	副資材不使用	戻し堆肥混合	オガクズ混合	モミガラ混合
牛	65%以下	68%以下	72%以下	75%以下
豚・鶏	55%以下	58%以下	62%以下	65%以下

農業保険

農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！

農業保険には、家畜共済、農業経営収入保険などがあるので、自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えること。

◇ 家畜共済

「家畜共済」は、家畜の死亡や、廃用の場合にその家畜の資産価値を補償するほか、家畜のケガや病気の場合に診察料を補償する。

平成 31 年 1 月、死産共済と病傷共済について、別々に補償金額が選択できるなど制度が見直された。

◇ 農業経営収入保険

「農業経営収入保険」は、災害による減収に加え、市場価格の低下など農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補償の対象となる総合的なセーフティネットである。（青色申告の実施が要件）

ただし、国の経営安定対策（マルキン）の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は農業経営収入保険の対象外となっている。

なお、酪農経営については、生乳販売による収入が主体であるため（生乳の市場価格が下落した時に補填する機能を有している）加工原料乳生産者経営安定対策（ナラシ）と収入保険とは、いずれかを選択することとなるが、加工原料乳生産者補給金制度（ゲタ）と収入保険は同時加入できる。（ヌレ子や育成牛、廃用牛の個体販売収入は、収入保険の対象となる）

令和3年の加入に係る申込期限は、継続加入の場合は11月30日（月）、新規加入の場合は12月28日（月）。必要書類等詳しくは、近くの農業共済組合まで問い合わせる。

家畜の盗難防止

◇ 畜産業における防犯（家畜の盗難被害防止）等のポイント

- 1 家畜の飼養頭羽数を小まめに確認し、盗難の被害が発生していないか確認する。
- 2 農場出入口、畜舎、飼料庫、機械倉庫等の窓や出入口は施錠を徹底する。
- 3 農場で飼養する機材等が盗難に利用されないよう、小まめに整理整頓する。
- 4 農場、畜舎周辺にネットや柵等を設置し、侵入しにくい環境を作る。
- 5 外部の通行人から見える農場敷地内や畜舎周辺に「盗難防止警戒中」「立入禁止」「防犯カメラ作動中」等の看板やのぼり旗等を設置する。
- 6 防犯カメラ、センサーライト等を設置する。
- 7 不審者・不審車両を見かけた際や被害が判明した際は、速やかに警察に通報する。
- 8 防疫の観点から、農場出入口や畜舎周辺等における石灰の散布等の消毒を適切に実施する。